

**作成例**

〇年〇月〇日

特定非営利活動法人△〇川流域保全グループ 御中

**就任承諾及び誓約書**

役員の氏名及び住所又は居所は、住民票等のおり正確に記入するよう、各役員予定者に依頼しましょう。

就任する役名（理事・監事）の区分を明確にしましょう。「監事」の場合は、「理事」の部分で「監事」に変更してください。理事長は、「理事」の部分で「理事（理事長）」と記載しておけば、登記の際に便利です。

住所又は居所  
兵庫県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇-〇号  
氏名 〇〇 太郎 

記名又は署名どちらでも構いません。認め印可

私は、特定非営利活動法人△〇川流域保全グループの理事に就任することを承諾するとともに特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約します。

**役員の欠格事由(NPO法第 20 条)**

法第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - ・特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
  - ・刑法第 204 条(傷害)、第 206 条(傷害及び傷害致死の現場助勢)、第 208 条(暴行)、第 208 条の 3(凶器準備集合及び結集)、第 222 条(脅迫)、第 247 条(背任)の罪を犯した場合
  - ・暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの (※)

※ 内閣府令で定めるもの：精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

**役員の親族等の排除(NPO法第 21 条)**

法第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

**注意事項**

- ※宛名(法人名)があるか、役職名(理事・監事)が書かれているか、日付が申請日以前となっているかを確認しましょう。
- ※役員就任承諾書及び宣誓書は、各役員に就こうとしている者が、設立しようとしている特定非営利活動法人に対して提出するものですので、兵庫県知事宛にはそのコピーを提出してください。